

9 新たな子ども・子育て支援制度の施行準備について

子ども・子育て支援関連3法が平成24年8月10日に成立し、27年度からの本格施行をめざしている。

新たな制度の施行準備に当たっては、消費税の増税財源を活用して子ども・子育て支援の充実を図るという制度変革の趣旨・目的を具体化するとともに、関係する基準等を短期間に検討し、混乱なく制度の移行を進める必要がある。

そこで、子ども・子育て支援の確実な充実と円滑な制度移行が図られるよう、次の点に特に留意して準備を進められたい。

- 1 給付対象施設・事業の認可・確認や保育の必要性の認定、給付水準などの具体的設計に、保育・教育現場の実態や地域の実情が反映されるよう、地方自治体をはじめとした関係者への十分な説明、協議等を行うこと。
- 2 利用者、事業者の新制度への十分な理解が図られるよう、国として、広報・周知に努めること。
- 3 新制度移行までの安心こども基金の延長を早期に決定するとともに、事業計画策定に向けたニーズ調査等、移行に必要な準備のための事業を基金で実施できるように制度の拡充及び必要な積み増しを行うこと。
- 4 子ども・子育て支援に係る人材確保・育成策について早急に検討を進め、保育士・教員等の待遇改善や育成が十分に図れる給付水準の設定など、具体的かつ実効性ある対策を講じること。
- 5 地方自治体独自の保育施策が待機児童対策として大きな役割を

果たしていることを考慮し、大都市部など保育ニーズが拡大する地域の保育所の認可等に当たっては、地方自治体が地域の実情に応じた対応ができるよう、地方の裁量を拡大すること。

- 6 新制度移行後における、児童福祉法に基づく保育所整備への交付金については、増大する保育需要への対応が適切に図られるよう、現行の安心こども基金の補助水準（補助率：4分の3以内）を維持するとともに、必要な予算を確保すること。